

Matsumura Tsutomu

松村 劭

悪の 国防学

戦略なき安全保障を糺す



112
H4
825

松村 劭
Matsumura Tsutomu

悪の 国防学

戦略なき安全保障を糺す



Yaf93/12146

太陽企画出版

FB

2003年10月20日

[著者略歴]

松村 劭 (まつむら・つとむ)

1934年大阪生まれ。58年防衛大学校卒業。

陸上自衛隊幕僚監部情報幕僚、作戦幕僚、西部方面総監部防衛部長、防衛研究所研究員などを経て、85年退官。在職中は、在日米軍との共同作戦計画にも携わった。

現在、米国Dupuy戦略研究所東アジア代表、英国国際戦略研究所所員。近著に、『勝つ戦争学』（文春ネスコ）『ゲリラの戦争学』（文春新書）『新・戦争論』（三笠書房）などがある。

あく　こくぼうがく
悪の国防学——戦略なき安全保障を糺す

2003年3月25日 初版発行

著者 松村 劭

発行者 芝 英夫

発行所 株式会社太陽企画出版

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-13

ヴァン・サンクビル8階

電話 03-3294-8231 (代)

振替 00120-4-75392

印刷製本 中央精版印刷株式会社

© Tsutomu Matsumura 2003 Printed in Japan ISBN4-88466-383-7

序章 軍事を知らない日本人

正義に力を与えよ

最近、防衛庁は、

- ・ P K O を自衛隊の主要な任務にしたい
- ・ 陸海空の自衛隊を統合運用するための指揮組織をつくりたい
- ・ ゲリラ・テロに対処する自衛隊に改編したい

などという石を世論の中に投げはじめて、とうとう一九九五年以来続けてきた「防衛計画の大綱」を見直したいと言いつ出した。もともと九五年に改定した大綱は前大綱（一九七六年）と基本路線において大差ないから、日本の防衛計画の大綱は約二八年間、何の根本的な改正はなかったわけで見直すのは当然である。なぜなら「国防の基本方針（一九五七年）」がこの半世紀の間、不変。化石のような方針である。

防衛計画の大綱を見直すのであれば、まず、

「国防の基本方針はこれでよいのか？」

と見直しを行い、この方針を受けた防衛計画の大綱のみならず、それに基づく防衛力の運用計画、防衛力の整備計画、防衛体制などまで突っ込んで検討しなければ根本から見直すことに

ならない。

官僚の仕事というのは、全体を触らないで部分を状況に適合させるのが上手だ。世論に投げた石の部分だけを巧妙に取り込んで「改定を完了」ということにしかねない。まして米軍による占領の影響が大きかった半世紀も前に、かつ初期の冷戦下でつくられた「国防の基本方針」をそのままにし、ろくな検討もせずに大綱だけを手直しするようでは怠慢もいいところである。

平成一四年一月二九日の朝日新聞によれば、首相に外交政策を助言する「対外関係タスクフォース」が「二一世紀日本外交の基本姿勢」という報告書を提出した。この報告書は、

「これまでの日本外交を長期的戦略のない行き当たりバッタリの『対症療法』だと断じて、

「これからは『国益』を重視した『長期的なヴィジョン』が必要だ」

とし、そのために「外交安全保障戦略会議」（仮称）の創設を提案した。

安全保障を真剣に考えるなら、識者はもちろん国民にも軍事の知識が必要である。

ところが一たび軍事の話になると、不思議に政治家にも官僚にも拒否反応が起きる。だから、日本の防衛については「対症療法」すらしてこなかった。総じて軍事の話は大きな議論にならないように避けてきた。

軍事の話は法律論ではわからない。そこで軍事理論で日本の防衛政策を語ると、

「戦いの理論で語ることは、民主主義と平和の危機だ！」

と反発を受けてきた。病気が怖いから病医学の話をするなというわけである。

だから、日本のマスコミに出てくる「軍事専門家」たちは、軍事理論を語らない。専ら自衛隊の運用が憲法・法律に抵触するかどうかの話である。たとえ、所論が法律に抵触するとしても、軍事的理由から妥当性があれば堂々と論を展開すべきなのだ。が遠慮する。マスコミもそのような所論を敬遠する。たまに軍事を語る人がいても、それは兵器論止まりである。戦略的見地に立った解説する人は少ない。まして戦術的な解説は皆無といつてよい。

これでは日本の防衛政策の適否を考えるうえで不可欠な国民の軍事に関する知識が蓄積されない。もちろん日本の学校では戦争を教えないから、せつせと「軍事を知らない国民」を世に送り出す結果になっている。世界の国々に比較すれば、これほど非常識な社会はない。

そんなわけで誰も軍事的知識がないから、戦後の日本の防衛政策があらぬ方向に動いていても、あるいは欠陥があっても誰も気がつかない。

どうしたら軍事の問題を理解できるようになるのか？ それは世界の軍事史から学ぶのが近道だ。そこで本書は歴史的教訓を中心に日本防衛の長期ヴィジョンを考え、防衛政策の主な問題点を解き明かすことにする。

初めに断っておかなければならないのは、防衛の論理を混乱させないために、憲法を含め法

的な話と政治的な配慮は一切抜きにして論じるということである。軍事の問題は「戦理」で考え、法理と政治的配慮はあとから対応を考えるようにしないと国防は破れる。法理の世界と戦理の世界は違うのだ。

一九世紀初め、英国議会在定めた「戦闘教令 (Fighting instructions)」に違反してトラファルガーの海戦に勝利したネルソン提督は戦理で法理を破って英国を「波濤の支配者」に育てた。

これ以来、英国では「国家の存在基盤は『力 (might)』である。国家を治めるものは、『法 (law)』であるが、法は力の支持がなければ維持できないからだ」という考え方が定着した。サッチャー元英首相曰く「正義に力を与えよ」。

「自衛隊は盾、米軍は槍」を止めよ

敗戦によって、日本は四つに分割占領された。日本、朝鮮半島、台湾、樺太・千島である。

日本人は「一九五二年四月二十八日」を解放記念日として、もっと記憶しなければならぬ。この日は、サンフランシスコ講和条約と（旧）日米安保条約が発効して、日本が米国の占領から解放され、法的に「独立を回復」した日である。

実は、米国は日本が独立国として一人前の軍事力を持たないように防止することを旧日米安

保条約によって狙っていた。サンフランシスコ講和条約と旧日米安保条約がセットになって締結された意味は深い。日本は独立を回復したとはいえ、軍事的には「米国の属国」となった。

一九四五年八月一五日から約六年の間、日本は主権のない「被占領国」だったのだ。その被占領状態の一九五〇年六月二五日、朝鮮戦争が始まり、日本を占領していた米陸軍第八軍（四個師団基幹）の主力が朝鮮半島に出陣して行った。

日本は、朝鮮半島で作戦する海軍・空軍の出撃基地であり、陸軍の兵站主基地であった。すなわち、日本は「戦場」だったのだ。もし、北朝鮮空軍が戦略爆撃機を持っていて、韓国侵攻の初動において、米軍基地を破壊しようとしたら、日本を爆撃していたことは間違いない。

国連軍司令官、兼日本占領軍司令官、マッカーサー元帥の実質的な命令によって、日本は手薄になった戦場の治安警備のために七月、「警察予備隊」と「海上警備隊」を創設した。米国の占領下にあった時代に誕生した警察予備隊と海上警備隊は日本政府の国家警察本部（越中島）が指揮するとはいえ、政府がマッカーサー司令部の指揮を受けていたのだから「米軍の補助部隊」である。

実は、これが今日の自衛隊の前身である。間違はなく「戦場の私生児」だ。

日本は独立を回復するとともに、その年の七月末に警察予備隊と海上警備隊をまとめて「保安隊」とし、総理府外局に保安庁を設けた。

一九五三年七月、朝鮮戦争の休戦協定が成立し、翌年から米軍は逐次に極東戦域の兵力を削減しはじめた。日本の米軍は手薄になる。

そこで日本は、これまで「治安維持」が任務であった保安隊を、「直接侵略および間接侵略」に対し、わが国を防衛する」ことを主たる任務とする「自衛隊」に改組し、防衛庁を設置した。その法律が防衛庁設置法と自衛隊法である。

ところが旧日米安保条約のもとでは、米軍に日本防衛の任務がなかった。米軍は日本を極東戦域の戦場の一部であると認識していた。

当時の自衛隊は、日米防衛相互援助協定（MSA協定）によって、米軍の中古装備の提供を受けたが、独立国として防衛できる能力はかぎりなくゼロに近かった。真っ先になすべきことは、「防衛力の整備」だった。そこで防衛庁は翌年三月、陸上兵力一八万、海上一二万トン、航空機一二〇〇機の整備を目標とする「防衛六ヶ年計画」を定めた。

そして、一九五七年にこの整備目標に根拠を与えるために政府は「国防の基本方針」を定め、「第一次防衛力整備計画」により実行を開始した。

このような防衛力整備は第四次まで続いたが、一九七六年からは「防衛計画の大綱」を作成して、これを準拠に「中期（五年）防衛力整備計画」により防衛力の整備を図ることにして現在にいたっている。

この間、一九六〇年に日本は日米安保条約（七〇年に自動延長）を改正して、念願の第五条（共同防衛）を得たが、旧安保条約の核心も第六条（基地許与）として残った。

第五条の共同防衛の中身がきわめて曖昧なので、それをより具体化するために一九七八年、「日米防衛協力のための指針」を決めたが、そこで想定されている主戦場は日本本土である。当時は冷戦の最中であつたので、「自衛隊は盾、米軍は槍」の思想が色濃く反映していた。一九九七年改定の指針もこの基調は変わっていない。

日本が独立国にふさわしい防衛力を持つことを防止するといふ旧日米安保条約の思想は、現在の安保条約にも防衛協力指針にも受け継がれているのだ。

「同盟国は巧みに利用すれば、頼もしい友人であるが、同時にフランスの自由と独立を制限しようとする悪意ある友人でもある」（ド・ゴール元フランス大統領）を地でいっている。

外国の軍隊は、それぞれの歴史によって違いがあるが、日本のような「序」ではなくて、「国防省」が所掌している。総じて、国防省は軍隊の軍事行政事項を担当し、戦闘ドクトリンの開発、常備戦力の整備・維持と有事動員の計画を作成している。軍隊は「平時体制」に編成されている。

軍隊の運用については、最高指揮官である大統領または首相が軍令事項を担当する統合参謀本部の補佐を受けて、平時体制にある軍隊から抽出して戦時編成された「即応部隊」を指揮す

るシステムが一般的である。

米国と同盟している韓国、オーストラリア、ニュージーランド、準同盟国の台湾などには、核戦は別として「国軍が盾、米軍が槍」という思想はない。

冷戦が終わって一四年、いつまでも軍事的に「米国の属国」に留まっているべき時代ではない。世界の冷戦構造は西欧で、中東で、西欧で、朝鮮半島で、国連で音を立てて崩れ始めている。防衛力の大きさは別として、「盾と槍」の完結した防衛力を持ち、防衛戦略において対等な日米関係を持ちたいものである。

*

本書のタイトルに「悪の」という冠をつけたのは、もちろん「悪意ある」とか、内容が「不道徳な見解」とかいう意味ではない。感情論や情緒に流されることなく、しかし、戦場の実相を軍事史を通して心を痛めながらも、あくまで軍事理論に忠実に国防を論じた「現実主義の」所論である。それがゆえに、ヒューマニストや理想主義者、あるいは政治的立場上、都合の悪い人々から見れば、文字通り「悪」と映るかもしれないが――。

悪の国防学——戦略なき安全保障を糺す／目次

序 章 軍事を知らない日本人

正義に力を与えよ／2

「自衛隊は盾、米軍は槍」を止めよ／5

第一章 防衛計画大綱の何が問題なのか

第一節 防衛計画の二つの問題点

「戦略」のない防衛政策／16 対処療法の自衛隊の海外派遣／19

これが国防の基本方針か？／23

第二節 有事作戦計画が欠落している

有事作戦計画は二つ必要／27 防衛作戦計画（Defense war plans）の例を見る／32

第三節 防衛整備計画の癌

基盤的防衛力構想は戦略ではない／36 自衛隊は白血球か？／41

戦いに勝つことを論じない／44

第二章 大綱の基礎は戰略的地勢にある

第一節 海洋国家の特性

海洋都市と港湾都市で發展してきた／48 戦場は海域と対岸だ／51

海洋民族には「潮っ気」がある／52 艦長を選ぶ民主主義／54

海洋国家の条件をまとめると／57

第二節 海洋国家としての歴史が浅い日本

白村江の戦い／58 元寇／61 秀吉の朝鮮侵攻／63 明治開国／65

真の「海国」日本を目指そう／67

第三章 海洋国家の安全保障戰略

第一節 歴史に見る戰略目標

海域を支配する／70 大陸に軍事強国をつくらせるな！／73

グローパーリゼーション／76

第二節 防衛戰略の構想

海洋国家相互の戦争／78 海洋国家と大陸国家の戦争／82

機先攻撃はフェアプレーだ／85 大陸に深入りするな／87

日本の国防戦略——これからの構想／90 白血球は病気を予防しない／91

第三節 国防線と防衛戦略

大陸国家の国防線／93 海洋国家の国防線／96 防衛戦争の決断の時機／97

第四節 渡洋侵攻と防衛戦略

制海権を失えば／99 制空権を失えば／105 上陸作戦のスケール／109

日米軍事同盟／110 対ゲリラ・テロ作戦／113 戦略爆撃の思想／115

第五節 国益線と関与の戦略

利権の擁護／118 勢力均衡政策／121 ロシアの南下を阻止せよ／123

日本の失敗／125 間接近接戦略——関与の戦略の活用／128

第四章 戦闘ドクトリンは大綱の背骨

第一節 軍事政策の思考順序

国際情勢は「一寸先は闇」／136 得意技の開発が原点／139

第二節 陸上作戦の戦闘ドクトリンの歴史概観

戦闘陣形の源流／143 騎兵の時代／146 「火薬」の出現と歩兵の復活／148

「内燃機関」の出現と電撃戦／150 航空作戦／152 暗中模索の時代／153

強襲上陸作戦／156

第三節 海洋作戦の戦闘ドクトリンの歴史概観

ガレー船艦隊の「横陣」／157 ローマ海軍の改革「格闘戦ドクトリン」／159

帆船の「砲撃戦」時代／160 亀甲船／162 「縦陣」戦闘ドクトリン／164

陣形派と乱戦派／166 蒸気船と鉄甲艦の出現／168

空母の出現と「田陣」の時代／170 フロム・シー作戦／171

第四節 戦闘陣形

共通する要素／176 戦闘ドクトリン開発における着意事項／178

作戦マニュアル／181 マニュアルの教え方／182

第五章 自衛隊の質と量

第一節 自衛隊の編制・組織

有事即応体制の是非／186 郷土部隊を持つ／188 機動部隊／190

有事のための作戦司令部／193

第二節 整備すべき防衛力の量

国土を戦場にするな／195 仮想敵国を考える／197 「動員計画」を持つ／199

損害を考える／204
国防の方針／207

終章 防衛政策の抜本的見直しを図れ

法理と戦理／210

法理でチエツクする／212

文武両道を立てる／219

「富国鋭兵」を目指して／221

カバーデザイン／本山吉晴